

公的研究費の不正防止への取り組みに関する基本方針

京都華頂大学・華頂短期大学では、学術研究の信頼性を確保し、教育研究活動を行う機関としての社会的な責任を果たすため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、以下の取り組みを進めることとしました。

今後とも公的研究費の不正使用の防止と適正な運営・管理を推進し、学術研究を通して地域社会の発展に貢献できるよう努めてまいります。

1. 機関内の責任体系の明確化

本学における公的研究費の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割・責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内・学外に周知・公表します。

京都華頂大学・華頂短期大学公的研究費取扱規程

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

本学においては、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るため、次の取り組みを推進します。

- （1）事務処理手続に関するルールについて見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。
- （2）公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任を明確に定め、理解を共有する。
- （3）本学の不正対策に対する方針やルールを理解させるコンプライアンス教育を実施し、構成員の意識向上を図る。
- （4）不正行為に関する機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置するとともに、不正に係る調査の体制や手続、懲戒に関する規程を整備し、運用の透明化を図ります。

京都華頂大学・華頂短期大学 公的研究費の適正使用に関する行動規範

京都華頂大学・華頂短期大学公的研究費の不正使用に係る調査手続等に関する規程

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

本学において不正を発生させる要因を体系的に整理・評価し、これらの要因に対応する具体的な不正防止計画を策定するとともに、防止計画推進部署を置いて具体的な対策を実施します。

京都華頂大学・華頂短期大学公的研究費に関する不正防止計画

京都華頂大学・華頂短期大学公的研究費取扱規程（再掲）

4. 研究費の適正な運・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行うとともに、業者との癒着の発生防止や当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運用し、公的研究費の管理を徹底します。

京都華頂大学・華頂短期大学公的研究費取扱規程（再掲）

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費の使用に関するルール等について構成員間の情報共有を図るとともに、学内・学外からの相談を受け付ける窓口を設置するなど、組織的な取り組みを推進します。

京都華頂大学・華頂短期大学公的研究費取扱規程（再掲）

6. 組織的牽制機能の充実・強化

実効性のあるモニタリング体制を整備するとともに、本学の実態に即して不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的・機動的な監査を実施し、不正が発生する可能性を最小にする取り組みを推進します。

京都華頂大学・華頂短期大学公的研究費内部監査規程